

平成 28 年 12 月 26 日

株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー

「WAKWAK for マンション全戸光シリーズ 利用規定(利用者向け)」の一部改訂について

平素はWAKWAKをご利用いただき誠にありがとうございます。

この度「WAKWAK for マンション全戸光シリーズ 利用規定(利用者向け)」を一部改訂いたしました。
ご利用中のお客様におかれましては以下の変更点についてご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 改訂日

平成 28 年 12 月 26 日(月)

2. 対象規約

WAKWAK for マンション全戸光シリーズ 利用規定(利用者向け)

3. 内容

【改訂前】

(利用料金について)

第 6 条 本サービスの月額基本料金は、管理側契約者が支払う義務を負うものとします。

【改訂後】

(利用料金について)

第6条 本サービスの月額基本料金は、管理側契約者が支払う義務を負うものとします。なお、管理側契約者において支払いの遅延または不履行があった場合は、本サービスを中断または取り消すことがあります。

改訂後の「WAKWAK for マンション全戸光シリーズ利用規定(利用者向け)」については[こちら](#)をご覧ください。

ご不明な点は [\[WAKWAK ヘルプデスク\]](#) までお問合せください。